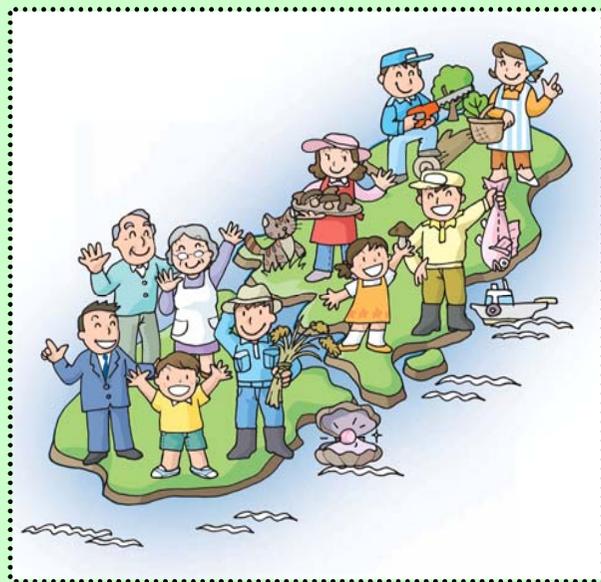


第5回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 ワーキング部会資料2



● (仮称)対馬市市民基本条例(たたき台)の検討経過

● 条例名募集方法 (案)

● 地域との意見交換 (案)

平成23年5月13日(金)

(仮称) 対馬市市民基本条例の検討経過

たたき台	検討後の条文・再検討事項等
第2条（最高規範性）	<p>【検討後の条文】</p> <p>○現在のところ、条文の変更はなし。</p> <p>【再検討事項】</p> <p>○第2条の“最高規範性”を“位置づけ”に変更するか、また、2条と3条の順序を入れ替えるかは、最終の条例（案）全体を見たなかで最後に決定する。</p>
第3条（定 義） 第3条 省略 （1）市民 <u>市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人をいう。</u> （2）子ども <u>20歳未満の青少年、子どもをいう。</u> （3）行政 <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。</u>	<p>【検討後の条文】</p> <p>（1）市民 <u>市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。</u></p> <p>（2）子ども <u>20歳未満の市民をいう。</u></p> <p>（3）行政 <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</u></p> <p>【再検討事項】</p> <p>○第3条定義の項目は、条例案の全てを検討後、再検討を行う。</p>
第4条（まちづくりの基本理念） 第4条 <u>まちづくりの基本理念</u> は、市民、議会及び行政が一体となっていくものとする。	<p>【検討後の条文】</p> <p>第4条 まちづくりは、市民、議会及び行政が一体となっていくものとする。</p> <p>【再検討事項】</p> <p>特段なし。</p>
第5条（まちづくりの基本原則）	特段なし。

(仮称) 対馬市市民基本条例検討の検討経過

たたき台	検討後の条文・再検討事項等
第6条（市民の権利）～第9条（地域コミュニティの育成）	特段なし。
第10条（議会の責務と役割） 第10条 省略 （1）議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。	【検討後の条文】 （1）議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視、 <u>政策の立案及び市政への提言の機能</u> を果たすものとする。
第11条（市長の責務と役割）	特段なし。
第12条（市職員の責務と役割） 第12条 市職員は、 <u>市民の信託に基づいていることを自覚し</u> 、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び <u>上司の命令に従い</u> 、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。	【検討後の条文】 第12条 市職員は、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等を <u>遵守し</u> 、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
第13条（効率的な市政運営）	特段なし。
第14条（組織体制） 第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で <u>流動的な組織体制を整備</u> しなければならない。	【検討後の条文】 第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で <u>相互の連携が図れた組織体制を整備</u> しなければならない。
	【全体的な再検討事項】 ○各条文中に記載している「○○等」については、定義づけが必ず必要であり、再検討する必要がある。

条例名募集の方法（案）について

（条例名募集の基本的考え方）

条例名募集については、幅広い市民からの公募が可能となるような募集方法及び体制を整える必要がある。

よって、市民にわかりやすい形で条例案の解説を行うと共に、周知及び応募先については幅広い形で行うものとする。

（募集時期）

平成23年7月中旬～8月下旬

※地域との意見交換を7月中旬頃の実施を考慮しており、それと同時期に公募を開始する。

（募集内容）

・所定の様式により条例名とその理由を公募する。

（応募先窓口）

- ・対馬市役所地域再生推進本部
- ・各地域活性化センター

※各窓口への提出及び郵送、メールによる応募

（周知方法）

- ・市報7月号
- ・CATV、対馬市HP
- ・中学校、高校への募集案内送付

（その他）

・採用された条例名の応募者については、対馬市報にて公表。

条例名募集の実施スケジュール

H23.6. 1

募集要領の決定

決定機関：第8回検討委員会

H23.6中旬

条例案等議会報告

条例名募集、地域との意見交換会等

H23.7中旬

募集開始

周知開始、募集案内発送

H23.8中旬

募集締切

H23.8下旬

応募された条例名の審査に向けた整理

第7回ワーキング部会

H23.8下旬

応募された条例名の審査及び決定

決定機関：第9回検討委員会

H23.9

市長へ条例名を伏して条例案を答申

地域との意見交換（案）について

（地域との意見交換の基本的考え方）

地域との意見交換については、（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会が主体的に実施することとし、意見交換における市民の参画については、ワーキング部会及び事務局において対応するものとする。

地域との意見交換実施スケジュール

H23.5. 24

地域との意見交換開催概要の検討

第7回検討委員会

H23.5下旬

地域との意見交換開催概要の検討

第6回ワーキング部会（開催概要の詳細）

H23.6.1

地域との意見交換開催概要の決定

第8回検討委員会

H23.7中旬

地域との意見交換実施（6回）

H23.8下旬

地域との意見交換内容検討

第7回ワーキング部会

H23.9

地域との意見交換を踏まえた答申する
条例（案）の決定

第9回検討委員会

地域との意見交換開催概要

（開催方法）

各町単位（6回）で地域とのこの条例（案）についての意見交換を実施することとし、市民はもちろん、各種委員、団体等への呼びかけを実施し、幅広い参画を求め、多くの市民の意見を聴取する。

（開催時期・時間）

平成23年7月中旬～8月上旬

※開催時期は7月の第2週及び第3週の間で6日間

※開催時間は19時30分～21時を予定。

（意見交換の内容）

- ・この条例制定の必要性
（対馬市の憲法、今後のまちづくりのあり方等）
- ・条例（案）の概要説明
- ・条例案に対する意見交換
- ・アンケートの実施

（市民への呼びかけ）

- ・各種団体、委員、区長等への案内
→各部局より、呼びかけを実施すべき各種団体等の把握。
- ・対馬市報6月号による周知
- ・CATV、対馬HP等による開催案内

（その他）

- ・条例（案）の市民にわかりやすいパンフレット作成。
- ・アンケート内容の検討及び作成
- ・条例名募集の案内 等

